

第4章 職員の生涯設計

本格的な高齢社会の進展に対応し、定年制度や再任用制度の円滑な実施、職員の退職後の生涯設計に必要な情報の提供、定年の引上げの円滑な実施に向けた対応等の施策を進めてきている。

第1節 定年退職及び再任用制度の状況等

1 定年退職及び勤務延長の状況

国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げること等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）（以下「令和3年改正法」という。）が令和5年4月1日から施行された。この法律においては、令和13年4月1日に定年が65歳となるよう、令和5年4月1日から2年に1歳ずつ定年を引き上げることとされており、令和5年度における定年は、一部を除き原則61歳となっている（令和3年改正法による改正前の国公法において、職務や責任の特殊性等から60歳を超える定年が定められていた職員（例：医師65歳、事務次官62歳）については、引き続き当該年齢が定年となる。）。定年を65歳とすることが職務や責任の特殊性等から著しく不適当な官職（例：矯正施設で勤務する医師）の定年については、66～70歳の範囲内で定める年齢（特例定年）とされ、令和5年度における定年は66歳となっている。

表4-1 令和4年度定年退職者数

（単位：人）

合計	給与法適用職員	行政執行法人職員
5,834	5,610	224

表4-2 令和5年度に勤務延長により勤務した職員

（単位：人）

	勤務延長により勤務した職員	新規	勤務延長の期限の延長	勤務延長の期限の再延長
給与法適用職員	1,527	1,490	15	23
行政執行法人職員	2	2	0	0

（注）給与法適用職員については、「勤務延長の期限の延長」により勤務した職員で年度途中に「勤務延長の期限の再延長」をされたものがあるため、「勤務延長により勤務した職員」と各区分の合計は一致しない。

2 再任用制度の実施状況

定年の段階的な引上げに伴い、平成13年度に導入された再任用制度（以下「旧再任用制度」という。）は令和4年度をもって廃止された。令和4年度に旧再任用制度で再任用された職員は、18,487人（給与法適用職員17,805人、行政執行法人職員682人）である。これまでの給与法適用職員の再任用の実施状況は図4-1のとおり短時間勤務が中心となっている。他方、民間企業の再雇用制度ではフルタイム勤務者の割合が非常に高くなっている（図4-2）。

定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置として、65歳まで再任用できるよう旧再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が設けられている。また、旧再任用制度で採用された再任用職員で、令和5年4月1日を迎えた職員は、施行日において暫定再任用職員として採用されたものとみなされる（任期は従前の再任用職員としての任期の残任期間と同じ。）。

図4-1 年度別再任用職員数（給与法適用職員）

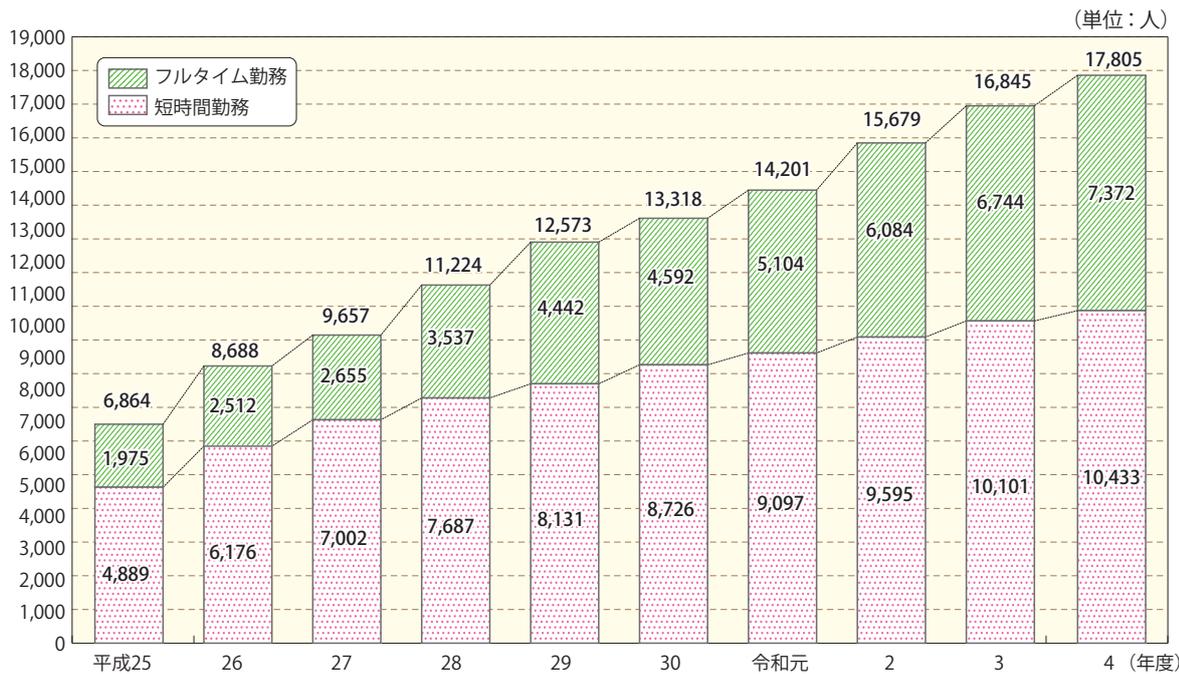
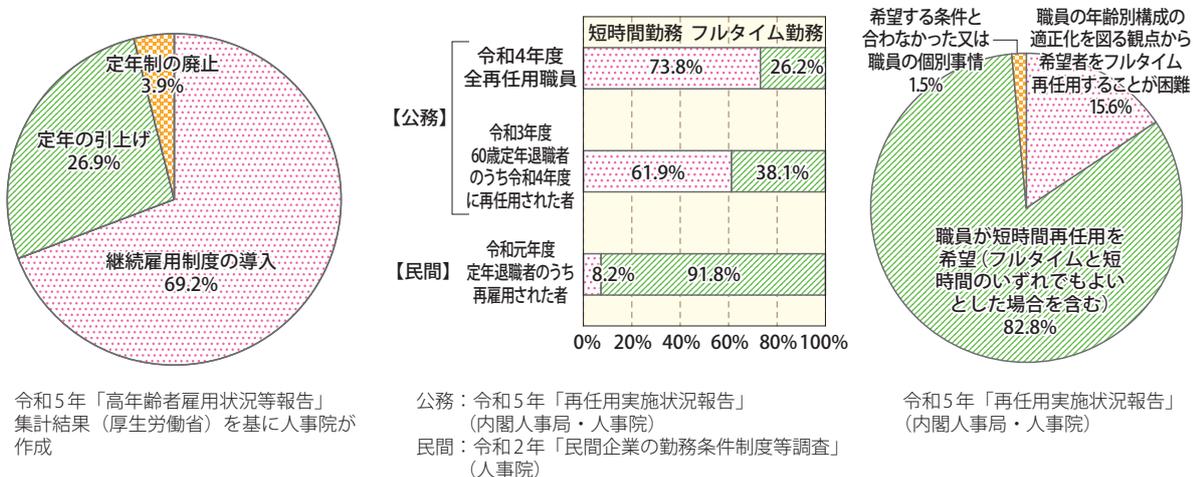


図4-2 高齢期雇用をめぐる公務と民間の現状

民間の高年齢者雇用確保措置の状況 公務（行（一））と民間（事務・技術関係職種）の勤務形態の比較 公務で短時間再任用となった主な事情（新規のうち令和3年度に60歳で定年退職した者）（行（一））



3 定年の引上げの円滑な実施に向けた対応

定年の段階的な引上げが各府省等で円滑に行われるよう、各府省等に対し、60歳以降に適用される任用、給与、退職手当の制度を取りまとめた情報提供パンフレット等を作成し、提供するとともに、本府省及び地方機関等の人事担当者等を対象に、定年の段階的引上げに関する各種制度について理解を深めてもらうため、オンライン形式による制度説明会を令和5年5月及び9月に実施した。また、定年引上げに関して職員から多く寄せられた質問をFAQとして取りまとめ人事院ホームページにて公開した。さらに、定年の段階的な引上げが始まることに

よって、シニア職員（60歳以上の職員）の在職者数の増加に伴う中堅・若手職員の昇格などへの影響が生じ得る状況となっていることを踏まえ、令和4年12月に各府省に提示した「令和6年度における級別定数措置に関する考え方」に沿って級別定数の改定を行った。

第2節 生涯設計セミナーの実施等

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、50歳台の職員及び40歳台の職員を対象に、定年制度、再任用制度、年金制度等に関する情報提供や参加職員による討議を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」を実施している。

令和5年度は、対面形式で20回、オンライン形式で9回実施し、865人が参加した。

このほか、定年後の家計、健康管理等を考える際に役立つ具体的な情報をまとめた冊子「新たなステップを踏み出すために（令和5年度版）」を作成、配布した。

また、人事院ホームページでは、定年・再任用制度、退職手当・公的年金・社会保険制度、定年後の仕事の選択、定年後の家計等、職員が生涯設計を考える際に必要となる情報を提供している。